

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ウガンダ国

案件名：和名 村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト

英名 The Project for Operation & Maintenance for Rural Water Supply and Improved Hygiene and Sanitation

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水・衛生セクターの開発実績（現状）と課題

ウガンダ共和国（以下、「ウガンダ」）の村落地方における給水施設¹の稼働率は83%（水・環境セクターパフォーマンス報告書 2012年、以下「WESPR」）となっているものの、ハンドポンプ付井戸の稼働率は74%（WESPR）、我が国が無償資金協力「第二次地方給水計画」（2003～2004年）にて建設したハンドポンプ付井戸の平均稼働率は約70%（フォローアップ協力報告書、2011年）と、依然ハンドポンプ付井戸の稼働率には課題が残る。ハンドポンプ付井戸の低い稼働率は、ハンドポンプ自体の技術的問題（部品や施工品質の低さ）に加え、運営維持管理（以下、「O&M」）体制を構成する各関係者や組織²が期待される役割や責任を果たせていないことが原因と考えられる。衛生分野においては、村落地方におけるトイレへのアクセス率は70%（WESPR）となっているものの、手洗い施設へのアクセス率は27%（WESPR）と依然低い。また、これらアクセス率の達成状況は県間や各村で大きな差異が見られるとともに、政府の予算配分における衛生事業の優先度は給水事業よりも低く、衛生分野への予算は非常に限定されている。このような地方の水・衛生セクターの現状により、給水施設の故障による安全な水へのアクセス率の低下や、また、トイレや手洗い施設の不足を一つの要因として、子どもの最も多い死因の一つである下痢症を招く結果となっている。

本事業は、我が国がこれまで支援してきた地域であり、また、給水施設の低い稼働率が課題となっている中央地域から、パイロットとして3県（チボガ県、ムベンデ県、ムピジィ県）を対象県とした。本事業の目的は、対象県での実践的な活動を通じ、ウガンダでの既存のO&M体制や衛生状況の改善・向上を図ることである。

(2) 当該国における水・衛生セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ウガンダの「国家開発計画（National Development Plan）」（2010～2015年）では、村落地方の給水施設の稼働率を90%、手洗い施設へのアクセス率を50%に向上させることを目標にしている。また、「国家水政策（National Water Policy）」では、給水・衛生施設の普及目標を達成するためにO&Mを重要なコンポーネントと位置づけている。本事業は国家水政策に合致し、国家開発計画の目標達成に資するものである。

(3) 水・衛生セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

外務省「対ウガンダ共和国 国別援助方針（2012年6月）」では重点分野の一つとして「生

¹ ウガンダの村落給水施設は、ハンドポンプ付井戸、保護湧水、雨水貯留タンク、管路系給水施設等がある。

² ウガンダの村落給水施設のO&M体制は、給水施設を利用する村落住民、村落住民で組織される水衛生委員会、政府（水・環境省や県水事務所等）、民間（井戸建設・修理業者、ハンドポンプメカニック等）で構成される。

活環境整備（保健・給水）」を掲げ、また JICA は「ウガンダ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 3 月）」にて、「インクルーシブな発展のための社会セクター強化」として、地方給水の施設整備と O&M 強化の支援を掲げている。また、これまで水・衛生セクターへの協力として、無償資金協力である「第一次・第二次地方給水計画」、「アチヨリ地域国内避難民の定住促進のための地方給水計画」の実施や「水の防衛隊（青年海外協力隊）」の派遣等を通じ、ハード・ソフト両面での支援を行ってきている。

（4）他の援助機関の対応

複数の国と機関（デンマーク、ドイツ、オーストリア、アフリカ開発銀行、EU 等）がバスケットファンド³を運営しており、同ファンドからウガンダ各県へ条件付水衛生関連交付金が提供されている。同交付金は、各県の村落給水施設の建設・O&M や衛生改善業務の主要な財源となっている。また、UNICEF や世界銀行、NGO の World Vision が給水施設の建設やハンドポンプメカニク（以下、「HPM」）へのトレーニング等を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、中央地域の対象県での活動を通して、公共及び民間セクターの村落給水施設の O&M 支援体制の強化、村落給水施設の開発に係る中央政府や県職員の施工監理能力の強化、パイロット村落での衛生状況の改善、本プロジェクトのグッドプラクティスや教訓のステークホルダーへの共有を行うことにより、対象県の村落給水施設の O&M 体制と衛生状況の改善、及び中央政府の O&M に係る体制の改善を図り、もって、中央政府の村落給水施設の O&M に係る方針や体制が広く普及することに寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト/対象地域名

カンパラ市（水・環境省本部）、中央地域のチボガ県（人口約 15.3 万人）、ムベンデ県（約 61.3 万人）、ムピジィ県（約 21.4 万人）⁴

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

中央レベル：水・環境省 水開発総局 村落給水・衛生部（以下、「RWSSD」）の職員（約 30 名）及び技術支援ユニット（以下、「TSU」）⁵の職員（約 6 名）

地方（県）レベル：対象地域（3 県）の村落給水衛生業務に係る県職員（約 30 名）、対象県の住民、HPM

（4）事業スケジュール（協力期間）：2015 年 9 月～2019 年 8 月を予定（計 48 カ月）

³ バスケットファンドとは、政府やドナーの資金提供による、政府やドナーが同意した一定の公共計画等への用途を目的としたファンド。同ファンドから、ウガンダ各県事務所での水衛生の主要な活動資金となる条件付水衛生関連交付金が提供されている。条件付であるのは、同交付金の用途（施設整備、施設改修等）が限定されているため。

⁴ ムピジィ県は暫定の対象県であり、本事業の初年度にゴンバ県、ブタンバラ県、ムピジィ県の 3 県から 1 県を選定し、対象県はチボガ県、ムベンデ県を含めた合計 3 県とする。当初要請に挙げられていた北部のアチヨリ地域については、プロジェクトサイト間の距離等の観点から対象県には含めないものの、研修や専門家による現地モニタリングなど可能な範囲で対応を行っていく。

⁵ RWSSD の同部内には TSU が存在し、8 つの TSU 現地事務所がウガンダ全国に配置されている。各 TSU 現地事務所は、それぞれ担当する複数県に対して O&M に係る支援（県職員への技術トレーニングや県職員の活動状況のモニタリング等）を実施している。本事業で対象とする 3 県には、それぞれ異なる TSU 事務所が O&M を支援しており、これら 3 つの TSU 事務所が管轄する県には、中央地域の全ての県が含まれている。

- (5) 総事業費（日本側）：約 5.4 億円
- (6) 相手国側実施機関：水・環境省 水開発総局 RWSSD
- (7) 投入（インプット）
- 1) 日本側
 - ・ 専門家派遣（シャトル型）：総括／村落給水／組織運営、O&M（ハンドポンプ）、村落給水施設修理／井戸建設監理、水理地質、衛生、社会／組織分析等（総計約 89 M/M）
 - ・ 専門家派遣（長期）：管路系給水施設／連携
 - ・ 機材供与：車両 2 台、その他必要な機材
 - ・ 本邦研修、第三国研修
 - ・ 現地活動費：ベースライン調査、井戸修理費、研修実施費等
 - 2) ウガンダ国側：事務所スペースと光熱費、先方政府職員の給与及び日当
- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
- 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
 - ① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。
 - 2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

地域住民が安全な水を持続的に利用できることになり、多くの女性や子どもが担う水汲み労働を軽減することができる。これにより、女子児童の就学機会や女性の余暇時間が増大する。
- (9) 関連する援助活動
- 1) 我が国の援助活動

無償資金協力「地方地下水開発計画（第一次）」（1997年～2001年）及び「第二次地方給水計画」（2003年～2004年）では合計約500箇所のハンドポンプ付井戸を建設した。また、実施中の「アチョリ地域国内避難民の定住促進のための地方給水計画」や技術協力プロジェクト「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」では、ハンドポンプ付井戸や管路系給水施設を建設している。本事業の実施により、我が国が建設した給水施設の円滑な運営及び維持管理が期待できる。
 - 2) 他ドナー等の援助活動

UNICEF が HPM に対し能力強化のトレーニングを実施している。実施中の能力強化トレーニングの内容確認を行い、本事業で実施するトレーニングの参考にする。

4. 協力の枠組み

- (1) 協力概要⁶
- 1) 上位目標と指標

中央政府の村落給水施設の O&M に係る方針や体制が広く普及する

指標 1: 中央地域における村落給水施設の稼働率が改善する

指標 2: 中央地域における家庭でのトイレ及び手洗い施設へのアクセス率が改善する
 - 2) プロジェクト目標と指標

⁶ 本事業の初年度に実施するベースライン調査等に基づき、指標の妥当性について再度確認する。

対象県の村落給水施設の O&M 体制と衛生状況、及び中央政府の O&M に係る体制が改善される

指標 1: 対象県における村落給水施設の稼働率が XX%から XX%に改善する

指標 2: 対象県における村落給水施設の平均不稼働時間が XX から XX に短縮する

指標 3: 対象県における家庭でのトイレへのアクセス率が XX%から XX%に向上する

指標 4: 対象県における家庭での手洗い施設へのアクセス率が XX%から XX%に向上する

3) 成果

成果 1: 村落給水施設の O&M 及び衛生状況改善のためのキャパシティディベロップメント方針が策定される

成果 2: 対象県の公共及び民間セクターの村落給水施設の O&M 支援体制が強化される

成果 3: 対象県の水衛生委員会(以下、「WSC」)⁷の運営能力が強化される

成果 4: 中央政府や対象県職員の村落給水施設に関する施工監理能力が強化される

成果 5: パイロット村落における衛生状況が改善される

成果 6: 本プロジェクトで得られたグッドプラクティスや教訓がステークホルダー(ウガンダ側関係機関や他ドナー、NGO 等)に広く共有される

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

現時点ではプロジェクト実施前に満たされるべき前提条件はない⁸。

(2) 外部条件 (リスクコントロール)

プロジェクト目標達成のための外部条件: 対象県に配分されている年間業務予算⁹が大幅に削減されない

上位目標達成のための外部条件: 村落給水に関する政策が大きく変わらない、各県に配分されている年間業務予算が大幅に削減されない

6. 評価結果

本事業は、ウガンダ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

ブルキナファソ国「中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト」(2009年6月～2013年5月)では、給水施設の修理費財源となる水料金を支払うことといった村落住民の行動変容には一定の時間を要し、同プロジェクト期間では行動変容が果たせず、一部の成果の達成が出来なかった。また、プロジェクト終了時には、村落住民で構成されるWSCへの啓蒙活動を担う普及員の活動予算がプロジェクト終了後も継続して確保することがで

⁷ WSCは給水施設を利用する村落住民で組織され、日常的なO&M(簡易なメンテナンス、水料金の徴収等)を担う。

⁸ 先方政府の人員配置や予算が確保される点は既に本事業の詳細計画策定調査で確認済。これらは同詳細計画策定調査において、先方政府とのミニッツ協議にて当然確認されるべき事柄であり、前提条件としては明記しない。

⁹ 年間業務予算の主要な財源は、バスケットファンドにより提供されている条件付水衛生関連交付金である。

きるのかについて懸念が示された。

(2) 本事業への教訓

村落住民が水料金を支払うことは、給水施設故障時の修理費確保の観点から必要事項と考えられる。本事業では県によるモニタリングを支援する（県がWSCによる水料金徴収状況をモニタリングする）。また、行動変容には時間を要することも考慮し、本事業開始当初から修理費確保のための様々な方策（例えば、修理費を住民の全額負担とする場合、住民負担が大きく料金徴収のハードルとなる場合には、一定額の修理費を住民負担とし、それを超える額は政府の負担とすること等）の検討を行う。なお、本事業では、現況の先方政府予算体系の中で本事業終了後も活動を継続して実施できる体制づくりを行うことを基本とする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 8 か月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年度 事後評価